

第 59 回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和 4 年 2 月 17 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 20 分まで
開催場所：	議員協議会室（松本市役所東庁舎 3 階）
出席委員：	三好規正会長（信州大学経法学部教授） 塩原孝子委員（松本市議会議員）、上條敦重委員（松本市議会議員） 吉村幸代委員（松本市議会議員）上條美智子委員（松本市議会議員） 柿澤潔委員（松本市議会議員） 山越哲委員（松本警察署長） 【代理出席：小山智瑛 松本警察署交通第二課主任】 藤本済委員（長野県松本建設事務所長） 上原三知委員（信州大学農学部准教授） 清水聡子委員（松本大学総合経営学部教授） 窪田英明委員（松本市農業委員会会長代理） 赤廣三郎委員（松本商工会議所専務理事） 小笠原み江委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）
欠席委員：	阿部功祐委員（松本市議会議員）、田中均委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長）、忠地秀起委員（松本商工会議所建設部会長）、本間恵子委員（松本商工会議所女性会会長）、富山有希委員（松本薬剤師会理事）

（神戸順都市計画課長）

それでは定刻になりましたので、これから第 59 回松本市都市計画審議会を開会いたします。私は、当審議会の事務局次長をしております、都市計画課長の神戸順と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対策としまして、本日は、常時換気、パーティションの設置など感染予防対策を徹底して開催するとともに、審議会が短時間で終わりますように、スムーズな進行に努めたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、委員 18 名のうち阿部功祐委員、田中均委員、忠地秀起委員、本間恵子委員、富山有希委員が都合により欠席されております。

また、山越哲委員の代理として、松本警察署交通第二課、主任の小山智瑛様がお出席されております。

なお、上原委員に置かれましては、都合により少し遅れて出席予定です。したがって、本日出席の委員は 13 名となり、松本市都市計画審議会条例における、委員の 1/2 以上が出席しなければならないという条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、事務局長である前澤建設部長より一言ご挨拶を申し上げます。

(前澤弘一建設部長)

本日は、お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま事務局次長から紹介のありました、建設部長の前澤弘一でございます。

本来であれば、臥雲市長が出席し、皆様に御挨拶申しあげるところでございますが、他の公務のため、私から御挨拶を申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、長野県におきましてもまん延防止等重点措置の区域に指定され、今月に入り、過去最多の感染者数になるなど、依然として予断を許さない状況であります。そのような状況の中、当審議会におきましては、感染防止の対策としまして、常時室内の換気やパーティション、マスク着用の徹底を図っておりますので、寒いところ恐縮ですが、皆様のご協力をお願い申しあげます。

本日の都市計画審議会は、議案が7件、報告事項が1件となっております。全く新しくご説明するものばかりではなく、長野県決定の区域マスタープランや、区域区分、それに伴う松本市決定分の用途地域や地区計画、また松本市都市計画マスタープランにおいては前回までに報告事項として説明させていただいております。通常よりも件数が多くなっておりますが、ご承知おきいただければと思います。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのご専門のお立場で、ご意見、ご指導をお願い申し上げます。本日はよろしくお願ひいたします。

(神戸順都市計画課長)

審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

先日送付しました資料は、次第、議案書、委員名簿です。

また、本日の追加資料として、座席表、議案説明用の当日説明資料、差替え資料をお手元にお配りしておりますので、ご確認ください。

お手元の資料に不足のある方はいらっしゃいますでしょうか

本日ご審議いただく議案は7件、報告事項が1件ございます。案件が多くなっておりますが、一連の関係性のある案件や、以前から本審議会でご報告させていただきました内容ですので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、この後の会の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例により会長が務めることになっておりますので、三好会長、議案審議をお願いいたします。

(三好規正会長)

皆さまこんにちは。本日もよろしくお願ひいたします。

松本市都市計画審議会条例第5条第1項により、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

はじめに、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により本日出席委員の中から予め指名しますのでよろしくお願ひします。

本日の審議会の議事録署名人は、吉村幸代委員と清水聡子委員にお願ひします。

前回の審議会は報告事項のみでしたので、第 58 回松本市都市計画審議会に係る事務報告は省略いたします。

それでは、議案審議をはじめます。

本日付託されました案件は 7 件、報告事項が 1 件あります。まず、議案第 111 号松本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（長野県決定）、議案第 112 号松本都市計画区域区分の変更について（長野県決定）、議案第 113 号松本都市計画用途地域の変更について、議案第 114 号松本都市計画地区計画の決定について、これらは関連性が高いため一括して審議を行います。

事務局に伺います。議案第 111 号から第 114 号の傍聴者はございますか。

（鈴木昌宏課長補佐）

傍聴者はありません。

（三好規正会長）

それでは、議案第 111 号から第 114 号の説明を担当課よりお願いします。

（内木昭太技師）

都市計画課都市計画担当の内木昭太と申します。着座にて失礼します。

それでは、議案第 111 号松本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、議案第 112 号松本都市計画区域区分の変更、議案第 113 号松本都市計画用途地域の変更、議案第 114 号松本都市計画地区計画の決定について、ご説明します。

議案第 111 号及び第 112 号は、長野県において決定する案件であり、取組み状況については、検討を開始以降、随時報告をしております。直近では第 58 回の松本市都市計画審議会においても報告をしております。

今回、関係市町村である本市へ意見照会を受けていることから、これに回答するため、本審議会に諮るものです。

また、議案第 111 号及び第 112 号の変更に伴う松本市の都市計画決定として、用途地域の変更、地区計画の決定がございます。用途地域の変更については議案第 113 号において、地区計画の決定については議案第 114 号においてお諮りするものですが、関連する議案となりますので、一括してご説明します。

資料は、事前にお送りした議案書のほか、当日説明資料を本日配布しております。当日配布資料を中心にご説明しますが、議案書の該当ページもご案内しますので、併せてご確認ください。

では、議案第 111 号の松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてご説明します。

3 ページをご覧ください。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ですが通称区域マスタープランと呼ばれています。

まず、区域マスタープランの計画体系上の位置付けについてご説明します。長野県の都市

計画の最上位計画として、県内全域を対象とした長野県都市計画ビジョンが位置付けられています。次に長野県都市計画ビジョンを方針として、10 圏域の圏域マスタープラン、さらに圏域マスタープランを方針として、都市計画区域マスタープランを 39 の都市計画区域ごとに長野県が定める体系となっています。

今回議案としております区域マスタープランは、都市計画法第 6 条の 2 に規定により、長野県が策定するもので、都市計画決定の手続きを経て区域区分の決定の有無などについて定めることとされています。

なお、区域マスタープランと市町村マスタープランですが、ともに法定の計画となります。区域マスタープランは、広域的・総合的な観点から、都市計画の方針を定めるものであり、市町村マスタープランは、より地域に密着した都市計画の方針や整備の方針を定めています。そのため、区域マスタープランと市町村マスタープランは、方向性に関する整合を図り、内容を定めるものとなります。

4 ページをご覧ください。区域マスタープランの構成についてご説明します。位置付けですが、記載のとおり都市計画区域における区域区分を始めとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。また、作成主体は長野県、計画の期間は 20 年間です。

次に定める内容ですが、区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針を定めることとなっています。また、土地利用、都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針は努めて定めることとなっています。

区域マスタープランですが、これまでも区域区分の定期見直しの際に変更されています。現在の区域マスタープランは波田都市計画区域の統合、区域区分を行った平成 26 年 11 月に定めたものですが、今回、これを変更するものとなります。

5 ページをご覧ください。見直しの背景、主な変更点等についてご説明します。

まず、見直しの背景ですが、少子高齢化・人口減少、SDGs の推進等を踏まえた長野県都市計画ビジョンの改定や、持続可能な社会の実現に向けたコンパクトシティの推進や低炭素な環境への配慮、激甚化・頻発化する自然災害への対応が挙げられます。これらのことについては、議案書の 34 ページに変更理由書として記載されています。

次に、主な変更点やポイントですが、先ほどご説明した背景を踏まえ、都市づくりの基本理念に「自然災害に対応できる安全で快適な都市」や「グリーンインフラの活用」などを明記したことや、松本城、松本駅、あがたの森に囲まれる区域を中心拠点として明記しています。議案書では 35 ページ、前回の都市計画審議会でもご説明した概要版資料の左上の部分となります。

また、後ほどご説明しますが、引き続き区域区分を定めることとしております。

当日説明資料 6 ページをご覧ください。都市づくりの基本理念です。

都市づくりの基本理念では、上から 3 つ目の丸、社会情勢の変化への対応として、ICT 技術等の進化がもたらす社会情勢、様々なニーズ、変化に対応できる都市づくりをしていくことや、4 つ目の丸、安全・快適な都市づくりでは、市のマスタープランでも掲げている集約連携型の都市構造を実現していくこと、先ほどご説明した災害に強い安全で快適な都市の実現を目指していくことを明記しています。さらに 5 つ目の丸、豊かな自然・美しい田園

の調和した都市づくりでは、先ほどご説明したグリーンインフラのことを位置付けています。

お手元の議案資料では5ページから6ページとなります。また、37ページ以降に新旧対照表をお付けしています。基本理念の部分の変更内容は39ページから40ページをご確認ください。

当日説明資料7ページをご覧ください。区域マスタープランで定めることとされている区域区分の決定の有無についてご説明します。

松本都市計画区域ではこれまでも、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、今後も計画的な規制・誘導が必要であるため区域区分を定めることとしています。また、①から③に記載のとおり、令和7年の人口や市街化区域の規模を想定しています。議案書では9ページから11ページとなります。

当日説明資料8ページをご覧ください。主要な都市計画の決定の方針です。

(1)土地利用、(2)都市施設の整備、(3)市街地開発事業、(4)自然環境の整備又は保全の項目で構成されています。いずれも都市づくりの基本理念や、市で見直しを進めている都市計画マスタープランの方向性や松本市立地適正化計画の内容を踏まえた変更となっています。

(1)土地利用ですが、議案書では12ページから16ページとなります。変更点は議案書45ページから50ページの新旧対照表のとおりです。主要用途の配置、市街化調整区域の土地利用については、市で見直しを進めている都市計画マスタープランとの整合を図っています。

次に(2)都市施設の整備ですが、交通施設、下水道及び河川、その他都市施設の方針を記載しています。議案書では17ページから19ページまでが交通施設、20ページから22ページまでが下水道及び河川、23ページがその他都市施設の都市計画の決定の方針となります。

交通施設としては、議案書17ページの下囲みの中、上から2つ目の四角に歩きたくなるまちなかをつくることや下から3つ目の四角、中心部への車両流入を減少させる道路整備を図ることが新たに明記されています。

また、この考え方を受け、議案書18ページでは駐輪場の整備としてシェアサイクル等の普及を促進することが記載されています。シェアサイクルについては、前回の都市計画審議会で、有料のシェアサイクルの記載がふさわしいか、とのご意見をいただきました。これについて県に確認をしたところ、シェアサイクルという表現については、国でも使用していることや、特定の民間事業者が有料で実施することを指し示すものではないとの回答がありました。また、現在市で進めているシェアサイクルだけではなく、通常の自転車利用も想定しているため、シェアサイクル等としております。

そのほか、同じページとなりますが、議案書の18ページの主要都市圏との連携を強化する道路網の整備には、松本佐久連絡道路の位置付けが追加されております。

議案書20ページからが下水道及び河川となります。下水道については、老朽化した施設の計画的な維持補修や災害時の被害を最小限にとどめる耐震化、脱炭素社会の構築を目指した省エネ等について、記載がされています。

議案書24ページからが市街地開発事業に関する方針です。24ページのウ.新市街地の記

載や、25 ページ②市街地整備の目標において、後ほどご説明する区域区分の変更で新市街地として編入をする上村井地区に関する記載がされています。

当日説明資料 9 ページをご覧ください。区域マスタープランの内容を図面としたものです。左側が拠点や道路網を示した都市構造図、右側が都市施設の方針を配置図に示した都市施設等配置図です。議案書では 31 ページ、32 ページとなります。なお、32 ページの都市施設等配置図については、印刷したデータの取り違いがあり、本日、差替え資料をお配りしましたので、そちらをご覧くださいますようお願いいたします。

当日説明資料 10 ページをご覧ください。区域マスタープランの都市計画策定の経緯の概要です。令和 4 年 1 月 13 日から 1 月 28 日まで縦覧をしましたが、意見はありませんでした。本日の都市計画審議会を経て、松本市から県に回答をいたします。その後、長野県都市計画審議会、国土交通大臣協議を経て、令和 4 年 5 月に決定告示となる予定です。

11 ページをご覧ください。引き続き議案第 112 号「松本都市計画 区域区分の変更」、議案第 113 号「松本都市計画用途地域の変更」、議案第 114 号「松本都市計画地区計画の決定」について、ご説明します。

議案書では 66 ページから 78 ページが区域区分の変更、79 ページから 95 ページが用途地域の変更、96 ページから 107 ページが地区計画の決定となります。

用途地域の変更、地区計画の決定については、区域区分の変更に伴うものであることから、本日配布の資料では、区域区分の変更と併せて用途地域の変更や地区計画決定について、ご説明するように資料を作成しております。

12 ページをご覧ください。区域区分の変更についてご説明します。

区域区分ですが、これまでの都市計画審議会でもご説明をしておりますが、1 に記載のとおり無秩序な開発を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものです。

2 に記載のとおり、区域区分の見直しは、概ね 5 年毎の都市計画基礎調査の結果を踏まえ、今後、10 年間の将来人口フレームを算定し、これを区域区分の計画書に位置付け農林行政等と調整を行い、長野県で決定するものです。

今回は第 7 回目の定期見直しとなり、長野県では見直し方針を 3 のとおり定めています。住宅地の市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、計画的な市街地整備が確実な区域で必要最小限とすること、既に市街化した土地については、社会基盤の整備状況等を踏まえた上で市街化区域への編入を検討することを方針としています。

13 ページをご覧ください。続いて人口フレームについてご説明します。

人口フレームの推計ですが、住宅地としての市街化区域の拡大需要の推計となり、平成 27 年度の国勢調査結果を基に 10 年後の令和 7 年の人口規模の推計を行います。

右下の図は前回の都市計画審議会でもご説明した内容となります。令和 7 年の松本市の行政区域全体の将来人口の推計値 238,000 人から、緑の枠の都市計画区域外の人口推計値、青い枠の市街化調整区域の人口推計値を引いて、市街化区域内の推計値 173,600 人を算出しています。これに対して、既存市街地内での収容可能人口 172,100 人を算出し、その差分 1,500 人について、市街化区域拡大が可能と算出されています。

今回は、既に市街地となっている既成市街地で1,000人、1,500人から1,000人を差し引いた500人の人口フレームの範囲内で新市街地として市街化区域へ即編入する予定です。

議案書では68ページとなります。今回既成市街地と新市街地の市街化編入で人口を配分するため、保留する人口は0となります。

当日説明資料14ページをご覧ください。今回市街化区域に編入する3箇所を総括図に示しています。いずれも住居系の土地利用で、島内東方と和田西原が既に市街地を形成している既成市街地、上村井地区は、新市街地として今後民間開発が予定されており地区計画による計画的な市街化を予定している場所となります。

当日説明資料15ページをご覧ください。編入予定地のうち、島内東方地区の区域区分の変更についてご説明します。

左側の総括図をご覧ください。位置ですが、JR島内駅から約600m北側の赤い線で囲んだ範囲です。島内駅周辺の都市機能誘導区域に隣接し、区域東側は島内出張所や公民館等の公共施設が集積しています。

また、区域西側は、区域区分以前から映像機器の工場として利用されてきた場所であり、平成23年に工場が撤退した跡地を良好な住宅地とするために地区計画を決定しています。

現在、区域内における住宅地整備が概ね完了し、良好な住宅地が形成されており、当該区域の土地に占める建築物の敷地等が占める割合が三分の一以上であるなど、都市計画法施行規則第8条第1項第2号に記載の既成市街地の区域に該当します。

以上のことから、既成市街地として4.6haを市街化区域に編入するものです。議案書では70ページに変更理由書として記載をしております。

当日説明資料16ページをご覧ください。続いて島内東方地区の用途地域の変更についてご説明します。

これまでは既存の市街化区域、第一種住居地域に隣接する市街化調整区域で用途地域の指定がありませんでしたが、市街化区域の編入に伴い用途地域を指定するものです。

良好な住環境の維持・保全を図るとともに、周辺の第一種住居地域との調和を図るために、第一種住居地域に指定いたします。今回の用途地域指定に伴う既存不適格の建築物は生じません。

なお、地区計画区域内はゆとりある良好な住環境を維持していくために地区計画を継続して運用します。議案書では82ページに変更理由書として記載をしております。

当日説明資料17ページをご覧ください。島内東方地区の現況写真です。左側の航空写真では西側の地区計画区域内の住宅地整備が完了したことが確認できます。また、右側上が東方地区計画区域内の住宅地の写真となります。良好な住宅地が形成されております。

当日説明資料18ページをご覧ください。次に、和田西原地区の区域区分の変更についてご説明します。

左側の総括図をご覧ください。位置ですが、アルピコ交通上高地線三溝駅の南側に位置する和田西原住宅団地周辺の赤い線で囲んだ範囲です。西側の市街化区域は上高地線の沿線の徒歩圏であり居住誘導区域に設定されています。

編入区域の南側一体は、ほ場整備事業にあわせて非農用地設定した区域において住宅地

分譲事業と公共公益施設の整備が行われ、良好な居住環境を形成するために地区計画を決定しています。現在、同区域内は住宅地整備が完了し良好な市街地が形成されています。

また、北側の三溝駅に近い箇所についても集落が形成され、当該区域の土地に占める建築物の敷地等が占める割合が三分の一以上であるなど、都市計画法施行規則第8条第1項第2号に記載の既成市街地の区域に該当します。

以上のことから、既成市街地として14.4haを市街化区域に編入するものです。議案書では69ページに変更理由書として記載をしております。

当日説明資料19ページをご覧ください。続いて和田西原地区の用途地域の変更についてご説明します。

これまでは既存の市街化区域、第一種低層住居専用地域に隣接する市街化調整区域で用途地域の指定がありませんでしたが、市街化区域の編入に伴い用途地域を指定するものです。右側に計画図を示しております。表示がやや小さいため、見づらい場合は議案書91ページをご覧ください。

北側の地区番号2-1及び南側の地区番号2-3ですが、良好な住環境の維持・保全を図るとともに周辺の第一種低層住居専用地域との調和を図るために第一種低層住居専用地域に指定します。

また、地区番号2-2、編入区域の中央部薄い緑色で着色している部分ですが、地区中央の幹線道路沿道であり、和田西原地区地区計画における沿道住宅地区となっております。沿道住宅地区では、地区内の日常生活に必要な店舗等を誘導する地区として土地利用を図ってきたことを踏まえ、第一種中高層住居専用地域に指定するものです。今回の用途地域指定に伴う既存不適格の建築物は生じません。

なお、地区計画区域内はゆとりある良好な住環境を維持していくために地区計画を継続して運用します。議案書では82ページに変更理由書として記載をしております。

当日説明資料20ページをご覧ください。和田西原地区の現況写真です。左側の航空写真では住宅地整備が完了したことが確認できます。右上が和田西原地区計画区域内の住宅地の写真となります。良好な住宅地が形成されている状況となっております。また、右下には編入区域北側の集落の状況と区域区分界をお示ししています。

当日説明資料21ページをご覧ください。次に、上村井地区の区域区分の変更についてご説明します。上村井地区は新市街地として、人口フレーム500人を使用して市街化区域に編入をする地区です。現在の都市計画マスタープランでは、将来住宅地需要の受け皿として、市内唯一の緑農住宅ゾーンに位置付けをしております。

左側の総括図をご覧ください。位置ですが、JR村井駅の東側約700m、まつもと医療センターの南側周辺の赤い線で囲んだ範囲です。村井駅周辺の都市機能誘導区域に隣接しており、村井駅の改築や自由通路の新設、民間の高等学校の移転や病院の病床の増床など都市機能の充実により、利便性が向上し住宅需要が高いエリアです。

編入区域は現在農用地ですが、農政との協議が終了しています。また、予定されている民間開発については、関係する地権者が同意済みであり、今回地区計画を併せて決定することにより良好な市街地を形成することが確実となっております。

以上のことから、都市計画運用指針に記載の新市街地として市街化区域に編入することが望ましい区域に該当することから、6.8haを新市街地として市街化区域に編入するものです。議案書では70ページ、71ページに変更理由書として記載をしております。

当日説明資料22ページをご覧ください。続いて上村井地区の用途地域の変更についてご説明します。

これまでは既存の市街化区域、第一種住居地域に隣接する市街化調整区域で用途地域の指定がありませんでしたが、市街化区域の編入に伴い用途地域を指定するものです。右図に計画図を示しております。

赤い線で囲んだ範囲の東側は、一級河川、田川に接しています。まつもと医療センターが立地する北側及び国道19号が通る西側は松本都市計画区域の市街化区域、第一種住居地域に指定され、南側は塩尻都市計画区域の市街化区域、第一種住居地域に指定されており、3方向を市街化区域に囲まれています。議案書95ページに塩尻市の用途地域を入れた図面を添付しております。右上が今回編入する上村井地区となります。

良好な住環境の維持・保全を図るとともに、周辺の第一種住居地域との調和を図るために、第一種住居地域に指定するものです。今回の用途地域指定に伴う既存不適格の建築物は生じません。議案書では83ページに変更理由書として記載をしております。

当日説明資料23ページをご覧ください。

左側が区域区分の変更の都市計画策定の経緯の概要です。令和4年1月13日から1月28日まで縦覧をしましたが、意見はありませんでした。本日の都市計画審議会を経て、松本市から県に回答をいたします。その後、長野県都市計画審議会、国土交通大臣協議を経て、令和4年5月に決定告示となる予定です。

右側が用途地域の変更の都市計画策定の経緯の概要です。区域区分の変更と併せて令和2年8月から10月に地元説明を行いました。令和4年1月13日から1月28日まで縦覧をしましたが、意見はありませんでした。本日の本審議会を経て、長野県決定の区域区分の変更と同時に5月の決定告示を予定しています。

当日説明資料24ページをご覧ください。上村井地区の地区計画の決定についてご説明します。

左側に総括図、右側に計画図をお示ししておりますが、位置については、区域区分の変更と概ね同じ範囲となります。また、地区計画を決定する理由ですが、区域区分の変更でもご説明したとおり、民間開発による宅地造成やその後の建築行為について、ゆとりある住環境を確保し、良好な市街地を形成することを目的として地区計画を決定するものです。議案書101ページに理由書として記載をしております。

当日説明資料25ページをご覧ください。地区計画の計画書の内容となります。

地区計画の目標については、先ほど地区計画を決定する理由と同様となります。また、区域の整備・開発及び保全の方針には、土地利用の方針として中低層住宅地としての整備・誘導を図ること、また建築物等の整備方針、地区施設の整備方針については記載のとおり方針を定めており、この方針に基づき地区整備計画を定めます。

当日説明資料26ページをご覧ください。地区整備計画の内容についてご説明します。

左側の表をご覧ください。地区施設の配置及び規模ですが、今回道路と公園を配置することとしております。道路に関しては6m及び9mの区画道路、公園は約1,950㎡の公園を1箇所定めています。具体的な配置は右側の図面をご確認ください。

次に建築物等の用途の制限として、1から5に記載の建築物は建築してはならないこととしています。いずれも第一種住居地域で建築できるもののうち、地区計画の目標や建築物等の整備の方針を踏まえ、良好な住環境の形成のために制限を設けるものです。

また、ゆとりある住環境の形成のために、敷地面積の最低限度、壁面位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を記載のとおり定めます。議案書では98ページから100ページに記載をしております。

当日説明資料27ページをご覧ください。上村井地区の現況写真です。

左側に航空写真、右側の地区の現況写真をお示ししております。区域区分の変更でもご説明しましたが、現況は田んぼや畑等の農地となっており、良好な市街地を形成するために地区計画を決定します。

当日説明資料28ページをご覧ください。地区計画の決定に関する都市計画策定の経緯の概要です。区域区分の変更、用途地域の変更とともに地区計画の決定について、令和2年10月、令和3年9月に地元説明を行っています。

地区計画の原案の公告縦覧では地区内の地権者の方から1件ご意見をいただきました。意見の内容については、議案書107ページにつけております。いずれも良好で安全な市街地にしていくためのご意見であります。今回策定する地区計画の内容や具体的な開発行為の許可申請の段階で配慮していくこととしております。

当日説明資料28ページにお戻りください。原案の公告・縦覧の後、改めて地元説明を、12月に開催し、令和4年1月13日から1月28日まで縦覧をしましたが、意見はありませんでした。今後のスケジュールですが、本日の本審議会を経て、長野県決定の区域区分の変更と松本市決定の用途地域の変更と同時に5月の決定告示を予定しています。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

ありがとうございました。ただいま議案第111号から第114号についての説明がありました。案件としては多いものですが、これらは本審議会においても適宜、報告のあった案件であります。何かお気づきの点がございましたら、ご意見ご質問等のある委員の発言をお願いいたします。

柿澤委員。

(柿澤潔委員)

はい、一つお伺いします。46ページですが、観光商業地、浅間温泉、温泉街の記述があるが、見直しの部分では、旧に載っている、魅力づくりを進めるといった文言がカットされており、前向きではないような印象を受けますが、その理由について伺いたいと思います。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

はい、都市計画担当の永喜多廣義と申します。よろしくお願ひいたします。いま柿澤委員から新旧対照表で観光商業地の記述について一部削除されている点について質問がありました。この項目については、ここは主要な都市計画決定の方針のうち、土地利用に関する主要用途の配置の方針となっており、他の地区にも共通してくる部分であります。松本都市計画区域内で業務地や商業地、工業地、流通業務地、住宅地をどこに配置していくかという観点で整理しています。

今までの区域マスタープランと比較するとご指摘の印象になりますが、このページについては、土地利用上の用途の配置の方針をあらためて整理したものです。そのうえで、詳細な方針は区域マスタープランに則った形で市町村が決定する都市計画マスタープランで記載することとしています。

(柿澤潔委員)

わかりました。ありがとうございました。またいろいろな計画がありますが、街全体が盛り上がるように考えてもらえればと思います。

(藤本濟委員)

上村井の市街化区域編入についてですが、田川沿いで残っている、いわゆる白地のエリアの一つと認識しているのですが、近年の災害の多発によりまして、昨年8月の田川の下流部分でかなり水位が上昇して、危ない状況になったということは御承知の通りだと思います。奈良井川の方がもっと危なかったのですが。過去からの経過を見ると奈良井川も田川も徐々に川の方へ市街地が出来上がってきているという状況です。今回の市街化編入部分は一部河川敷も含まれていますが、それがいけないということではなく、むしろ市街化区域に編入する過程で川の危険性を含めて防災の観点から見てもらうことが大事だと思います。

市街化区域への編入は良しとするところですが、今回編入にあたり、こういった形で昨今の浸水被害が多発している状況を鑑みて住宅地にしていくことに関して安全対策で特に考えられた点について教えてください。

それと最後に報告として防災都市づくり計画がありますが、その中で、今後の流域治水の観点、まちづくりの観点でも同じことですが、防災のあり方をどう考えているのか教えてください。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

まず、上村井地区の市街化編入についてですが、市街化編入にあたって浸水想定区域としては100年に1度では0.5m未満が一部で発生します。また1000年に1度の浸水想定では3m未満となっています。1000年に1度の浸水想定に対するハード整備は現実的には困難ですが、浸水想定3m未満であれば、ハード的な整備ではなく、避難計画等のソフト対策を着実に実施することで地元とも調整を進めていく考えです。なお、当該地は農地であるため、農地部分は盛土するほか、隣接する田川についても平成29年度に護岸の補強がされ安全性

の向上が他の河川沿いに比べて進んでいると考えています。

もう一つ、本日最後に報告します、防災都市づくり計画との関係で、浸水想定に対する考え方についての質問に対してですが、松本市の防災都市づくり計画については現在策定中のものでありますが、ここでの水害に対する施策において土地利用に関する何らかの規制について今後検討しなければならないと記載していく方向で検討しています。

その際の考え方としては、大雨によって想定される浸水深が住宅の1階部分が水没するほど深い場合に新規の開発や土地利用を抑制できないかということを検討していくような内容で計画の策定作業を進めています。そのため、住宅の1階部分が完全に浸水するような浸水深3m以上のエリアについては土地利用の規制を何らか考えなければなりません、一方で浸水深0.5mから3m未満である上村井地区については、特にそこまでは検討対象としては考えていない状況です。

(藤本済委員)

ありがとうございます。長野県におきましてもまだまだ未改良部分が多いですが、下流から順番になります、順次整備を進めてまいりますので、まちづくりの方と連携しながら流域治水の方を進めさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

関連して私の方からよろしいでしょうか。いまお話が出ましたので水害と都市計画との関係について、多少関心があるのですが、都市計画法29条の開発の際、河川への流入が増す場合に例えば防災調整池を行政指導で求めることはできるのかというまだ先の話ではありますが、そのあたりについて考えられることを教えてください。

(内木昭太技師)

区域内の排水処理をどうしていくのかということについては、開発許可申請の中でしっかりと流域の計算をして開発事業者で検討中です。調整池を設けるかどうかという点につきましては、当該地はかなりフラットな地形であるため、調整池の方にうまく水が引き込めるかという点を含めて現在検討中ということで聞いています。総合的に河川への流入を踏まえ、区域内が水害によって大きな被災をしないように総合的な観点で検討を進めています。

(三好規正会長)

承知いたしました。事業者の方と十分協議いただいて義務付けまでは難しいとしても行政指導で対応できる範囲があれば、協力を求めていくということも必要だと思いますので、また是非検討いただければと思います。

他にご意見ございますでしょうか。

(清水聡子委員)

松本大学の清水です。議案書 71 ページに新型コロナウイルスの影響により移住希望の相談件数が増加しており、住宅の需要増が見込まれるという記載がございます。48 ページに戻っていただいて、区域マスタープランの土地の高度利用に関する方針に中心市街地の活性化ということで都市のスポンジ化を抑制し、街の顔にふさわしい景観に配慮した土地の高度利用と都市機能の維持・誘導を図るといった記述がございます。この街の顔にふさわしい景観に配慮したという点はとても評価できる部分かなと思うのですが、東京の人口が減少するといった状況、新型コロナウイルス感染症の影響で三密ということが避けられる、また交通網の便利さよりも、住宅の快適性、暮らしやすさ、住みやすさといったことが新型コロナウイルス感染症の影響によりかなり消費者の需要や価値観が変わってきていると考えられるかと思います。30 年後、40 年後を見据えたときに松本のまちの土地の高度利用といったことが街の顔にふさわしい景観に配慮したという部分と相反する部分が出てくる可能性があるのではないかとということです。

容積率の最高限度の緩和の方向で動くということ踏まえているとは思いますが、土地の高度利用をより積極的に進めていくという方向ではなくてきているのではないかとこのことをここで申し上げておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の状況で社会経済情勢も変わり、人々の住まい方、ライフスタイルの方向性も大きく今までにないような変化が出てきている状況です。

いま清水委員からご指摘をいただきました議案書の 71 ページの部分については上村井地区の今回の市街化編入に伴う住宅需要に関する捉え方であります。一方、48 ページの区域マスタープランの中心市街地の活性化の部分の土地の高度利用のところにおきましては、松本市の中心市街地には、高次の様々な都市機能が立地している状況や、今後必要なものは集約を進めていくということもあるため、土地利用のメリハリという点でも中心市街地の部分については土地の高度利用ということを引き続き位置付けさせていただいております。一方で、そこから市内の各地域の拠点ですとか、さらには地域の拠点から各郊外部の住宅地や集落へ段階的に土地利用の密度を設定しながらメリハリをつけながら全体として都市全体が集約連携型の都市構造となるように考えていくものですから、議案書の 48 ページの部分につきましては、中心市街地の土地の高度利用というのはこのような記述のままでもいいと考えております。

(三好規正会長)

清水委員、いかがでしょうか。

(清水聡子委員)

ご説明ありがとうございます。集約型ということでこのままということですが、本当に高度利用を積極的に進め、維持、誘導をすることがいいのかどうかという点から考えていく必

要があるのではないかとということで意見とさせていただきます。

(三好規正会長)

その他、何か意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問も出尽くしたようですので、議案ごと、挙手により採決を行います。

まず、議案第 111 号を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員一致と認め、議案第 111 号は原案の通り可決いたしました。

次に、議案第 112 号を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員一致と認め、議案第 112 号は原案の通り可決いたしました。

次に、議案第 113 号を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員一致と認め、議案第 113 号は原案の通り可決いたしました。

続きまして、議案第 114 号を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員一致と認め、議案第 114 号は原案の通り可決いたしました。

続きまして議案第 115 号松本市都市計画マスタープランの改定についてに移ります。

事務局に伺います。議案第 115 号の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

(鈴木昌宏課長補佐)

傍聴者はありません。

(三好規正会長)

それでは説明を担当課よりお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

都市計画課都市計画担当の永喜多廣義と申します。議案第 115 号、松本市都市計画マスタープランの改定について説明いたします。失礼して説明は着座にて行います。

議案書 110 ページをご覧ください。松本市都市計画マスタープランの見直しについてです。

1 趣旨について。平成 22 年 3 月策定、平成 25 年 3 月一部改定した松本市都市計画マスタープランの見直しについて、パブリックコメントを実施し、計画案を作成しましたので、諮問するものです。

この松本市都市計画マスタープランは都市計画法第 18 条の 2 による市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。本計画は都市計画決定案件ではございませんが、今後の松本市の都市計画の決定や変更はこの都市計画マスタープランに即して行うこととなるため、都市計画審議会へ諮問をしたうえで、審議会の同意を得て、松本市において計画の見直しをしていきたいというものです。

2 経過について。この都市計画マスタープランの見直しは、令和元年に着手して以来、都市計画策定庁内連絡会議での協議、都市計画策定市民会議での意見聴取、市内 35 地区での

意見交換会等を行い、計画見直しの状況を都市計画審議会へこれまでに計 4 回報告してまいりました。

令和 3 年 11 月 15 日の第 58 回都市計画審議会において、計画原案を報告し、その案についてパブリックコメントを実施しております。本日は、その意見内容と計画原案からの変更箇所について報告し、別冊としてお示ししている計画の最終案についてご審議いただきたいと思っております。

3 パブリックコメントの結果についてです。

資料 1 のパブリックコメントの結果について、ご覧ください。

パブリックコメントは令和 3 年 11 月 17 日から 12 月 17 日まで行いました。

5 人の方から、16 件の意見をいただいております。その提出方法は、窓口持参、郵送、ファクシミリ、電子メールにより受付けております。

いただいた 16 件の意見の内訳は、計画案へ反映する意見 1 件、計画案と趣旨同一の意見 7 件、案を修正はしないが施策等の実施段階で参考とする意見 6 件、対応が困難な意見 1 件、その他 1 件と整理しました。

以下、意見の概要及び市の考え方を 1 番から 16 番まで要点を説明いたします。

まず、1 番の意見は、全体構想の基本的な考え方、将来の都市構造に関する意見です。中心市街地の地位低下や郊外化の懸念があるので、地域拠点への集約は必要最小限でよいのではないかというものです。これは主旨同一の意見として整理しています。別冊資料の 15 から 16 ページのとおり、地域拠点への都市機能集積をはじめとする集約連携型都市構造を目指すものですが、22 ページの都市活動拠点の配置や誘導方針のとおり、各拠点の役割に応じた誘導や整備を進める、ということに記載しているため、趣旨同一の意見として整理しています。

次に 2 番、3 番、4 番は中央部地域に関する意見です。

2 番は、マンションによる中高層建築により生活が侵害されると考えるが、マスタープランに反映されていない。早急に中高層建築から市民生活を守る条例の整備を施行してほしいという意見です。これについては、参考とする意見として整理しています。別冊資料の 61 ページの環境保全形成において、商業や金融の中心地として発展してきた歴史的経緯を踏まえ、建築物等の高さ等に対する制限を適切に導入することとし、29 ページの都市型複合業務地区における高密度な土地利用を進めつつ、環境保全に配慮したまちづくりを進めていくことを、都市計画マスタープランの方針として整理しています。そのため、具体個別の施策の実施する段階で、現行制度である景観計画やまちづくり協定等の取組みの参考としていく整理をしています。

3 番、4 番は駅前の都市機能の強化についてです。どちらも趣旨同一の意見として整理しています。駅前について高次都市機能を集約して利便性が高い街を目指していること、交通結節機能の充実ということ、別冊資料の 59 ページの中央部地域のまちづくりの方針や 60 ページの整備方針で記載していますので、趣旨同一の意見として整理しています。

5 番、6 番は南部地域に関する意見です。国道 19 号沿線の土地利用についてや、国道 19 号の拡幅を進めてほしいというもので、沿線の土地利用については別冊資料の 29 ページや

79 ページのとおり複合業務地区として複合的・多機能な土地利用を進めつつ、立地適正化計画における都市機能誘導区域内への立地誘導を進めること、また 23 ページのとおり国道 19 号は全体構想において都市間の連携軸として位置付けていることから、趣旨同一の意見としています。

7 番から 13 番は河西北部地域についての意見です。

7 番から 10 番は参考とする意見として整理しています。都市づくりの方針を定める都市計画マスタープランよりも細かいところでの意見ですので、個別の計画を進めていく際に参考とするものです。

7 番の島内駅周辺における生活サービス機能の誘導・充実については、地区別意見交換会等での意見を踏まえた立地適正化計画での誘導施設の充実を図るもの。8 番はパークアンドライドの導入を検討すべきとの意見で、別冊資料の 39 ページの交通体系の整備方針においてパークアンドライド駐車場の設置拡大を進める方針を示しており、具体的には総合交通戦略に基づく事業実施の参考としていきます。9 番は鉄道の利便性向上に向けてコミュニティバス等との連携も検討すべきとの意見で、別冊資料の 88 ページの整備方針のとおり交通事業者等との連携による利便性向上を図るもので、具体的には地域公共交通計画に基づく事業を実施する際に参考としていきます。10 番は、ごみ処理施設等の施設について、そこに存在する意味がある施設となるよう具体策が必要ではないか、という意見です。ごみ処理施設等は引き続き維持していく必要があると考えており、具体的にはそれぞれの施設ごとの機能や立地特性に合わせた個別の維持・整備の施策を進める際に参考としていきます。

11 番、12 番は趣旨同一の意見としています。

11 番は農地を保全する方針についての意見で、全体構想の 31 ページでも田園集落地区として、また河西北部地域の地域別構想、86 ページの将来像やまちづくりの方針において、優良農地の保全や営農環境との調和を位置付けています。

12 番はインターチェンジ周辺の開発を抑制して、倉庫やガソリンスタンドなどインター周辺に合った施設展開でよいのではないかと、商業施設の集中による中心市街地の求心力の低下を懸念するという意見です。これに対しても、優良農地の保全を基本として、別冊資料の 55 ページで都市活動を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針を位置付けていますが、その 56 ページにおいて既存の産業団地及びその周辺での受け入れが困難な場合には土地利用を検討する、ということで優先順位をつけていますので、趣旨同一の意見として整理しています。

13 番は河西北部地域の住宅のことで、意見に対する対応区分の分類はその他として、案の内容に関する質問等として整理しています。ご意見は、島内駅周辺は都市型住宅ではなく、低層の閑静な住宅地の方が合っているのではないかと、というものです。これについては、都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画で、島内駅周辺を都市機能誘導区域の位置付けをしており、都市機能の集積や交通利便性が高いことを活かした住宅の誘導を進めていくために、都市型住宅としています。

14 番は河西南部地域についてです。都市計画法の指定を返上して、別の都市計画の手法によって農村を維持していくことについての意見です。これに対して、松本市は市街化区域

と市街化調整区域に区分して都市計画を運用しており、現在の市街化区域の規模を維持していくこととしています。その上で、市街化調整区域における課題に対しては、別冊資料の 53 ページに郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針を定めており、都市計画制度等の活用による生活利便性の維持や定住人口の確保を図ることとしていますので、ご意見の趣旨を踏まえて今後の参考とする意見としています。

15 番は反映する意見としています。奈川地域について、奈川地域の最大の特徴である旧野麦街道に関する歴史的資源の保存活用に関する記述の追記をお願いしたいという意見です。これについては、地域別構想の他の地域とのバランスも確認した上で、ご意見を踏まえ、資料 2 のとおり、奈川地域の環境保全形成の項目に旧野麦街道に関連する記載を追記します。このことは、別冊資料の 105 ページにも反映しています。

16 番については対応が困難な意見としています。松本圏域を対象とした景観の方針のことで、特に景観権のことです。市村境にある景観を損なう建物等については是正等を要望することのできる協定等を念頭において計画樹立をされたい、という意見です。これについては、隣接自治体の建物等に対する景観是正等について、この都市計画マスタープランで具体的に位置付けるものではないことから、対応が困難な意見としていますが、広域的な景観への配慮の取組みに関しては、長野県や隣接自治体と情報共有していく考えです。

以上、パブリックコメントの意見への対応について説明いたしました。

議案書 110 ページに戻ります。

4 都市計画マスタープラン案について。これまでの計画見直しの経緯を経て、取りまとめた最終案が別冊資料のとおりです。

前回の第 58 回都市計画審議会で計画原案として説明した内容に、先ほどのパブリックコメントでの意見を反映したものであり、大きな内容の変更はございません。

繰り返しになりますが、今回の都市計画マスタープラン見直しの要点について、手短かに説明します。

松本市総合計画や関連計画を踏まえ、松本らしさに更なる磨きをかけた都市づくりのために、次の視点をポイントにメリハリある土地利用となる計画としています。

その視点として、15 ページから 16 ページの集約連携型都市構造の実現をめざして、持続可能な都市に向けた拠点とネットワークの更なる強化を基軸とした将来都市構造を 27 ページまで位置付けています。

そして、28 ページから 35 ページにかけて、課題や実態に応じたきめ細かい土地利用の見直しに対応していく方針によって、生活を支える様々な都市施設が地域拠点周辺で有機的に連携していく土地利用を進めていくこととしています。

また、53 ページから 56 ページでは、新たな都市整備の方針として、郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針と、都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針を加え、土地利用や交通体系などの分野を横断した検討により、目指すべき将来都市像や都市構造の実現に向かっていく計画案としています。

以上の見直しの要点を踏まえた計画案として取りまとめております。

議案書 110 ページ、5 今後の予定についてです。本日の都市計画審議会で本計画案を審議

いただいた後、松本市において計画を改定し、市民の皆様へ公表してまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

ただ今、議案第 115 号松本市都市計画マスタープランの改定について説明がありました。こちらが前回、前々回と報告のありました案件です。この度、所定の手続きを経て本審議会に議案として付議されたものです。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

何かございますでしょうか。

それでは、特に意見等が無いようですので、議案第 115 号を原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

(委員より、異議なしの声)

(三好規正会長)

異議ないものと認め、議案第 115 号は原案のとおり同意するものとして後日市長へ答申いたします。

それでは本日は議案がかなり多いことからここで 10 分ほど休憩を設けたいと思います。再開は 3 時ちょうどとしたいと思いますますがよろしいでしょうか。それでは時間まで席にお戻りください。

(三好規正会長)

それでは時間になりましたので再開いたします。早速ですが、議案第 116 号松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について（長野県決定）、の議案審議をはじめます。

事務局に伺います。議案第 116 号の傍聴者はございますか。

(鈴木昌宏課長補佐)

傍聴者は 2 人です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

傍聴者の皆さんへお願いをいたします。

公正な審議を行うため、委員等の発言に対し拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。写真撮影や録音はできません。会議の秩序を乱し、又は進行の妨げになる行為はしないでください。以上のような行為等があった場合は、退席いただくことがありますので、ご承知ください。傍聴ができるのは、傍聴希望議案の審議のみです。審議終了後に退室をお願いいたします。

採決の結果につきましては、傍聴者控え場所において事務局よりご報告します。
それでは説明を担当課よりお願いします。

(田中肇建築指導課課長補佐)

建築指導課指導審査担当係長の田中肇と申します。議案第 116 号について、ご説明いたします。失礼して、着座にてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案書は 117 ページからになります。

議案第 116 号、松本都市計画区域のうち、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について（長野県決定）でございます。

はじめに、建築基準法の規定についてご説明いたします。議案書 125 ページをお願いいたします。

建築基準法第 51 条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理施設、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないと規定されております。同条にはただし書きがございます。特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでないとされております。この規定により、特定行政庁である松本市長が、処理施設の敷地の位置について許可をしたいので、本日、ご審議をお願いするものでございます。

議案書 126 ページをお願いいたします。

敷地の位置の制限を受ける施設でございますが、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に規定されております。廃棄物処理法施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設及び同法施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設でございます。

議案書 127 ページから 130 ページをお願いいたします。

本案件につきましては、更新予定の新焼却炉の焼却能力が、1 時間あたり 2,000kg、火格子面積が 11.9 m²であるため、廃棄物処理法施行令第 5 条第 1 項のごみ処理施設、及び同法施行令第 7 条第 3 号の汚泥の焼却施設、同条第 5 号の廃油の焼却施設、同条第 8 号の廃プラスチック類の焼却施設、及び同条第 13 号の 2 の産業廃棄物の焼却施設に該当します。

また、申請敷地内にある既存の破碎施設は、処理能力が 1 日あたり 480 t であるため、同条第 8 号の 2 の木くず又はがれき類の破碎施設に該当します。

戻りまして、議案書 123 ページをお願いいたします。

許可の申請者は、松本市大字和田 4709 番地、株式会社フロンティア・スピリット、代表取締役、横澤英樹でございます。

建築場所又は築造場所は、松本市大字今井 4957 番 1、他 4 筆でございます。

建築物若しくは工作物又はその部分の概要でございますが、敷地面積は平成 10 年の前回許可時は、焼却施設のみ敷地 2,688 m²でしたが、焼却施設の改築に合わせ、当時は許可が不要であった破碎施設の敷地を含めて、12,480.37 m²とする計画でございます。

議案書 124 ページをお願いいたします。

申請建築物の主要用途は、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設、工事種別は増築、建築面積は 1,278.72 m²、延べ面積は 1,410.6 m²でございます。

処理内容及び処理能力と、申請に至った経緯についてご説明いたします。

議案書 136 ページの資料 1-6、現況配置図もあわせてご覧ください。

現在、申請地には産業廃棄物の破碎施設と焼却施設がございます。

破碎施設は、平成 4 年に他社が申請地の東側に設置しました。

その後、平成 10 年にその破碎施設の西側に、申請者が、一日当たりの処理量を 37 t とし て建築基準法第 51 条ただし書きの許可を取得し、現在の焼却施設を建設しました。

申請者は、平成 15 年に他社から破碎施設を引き継ぎ、現在に至るまで、主に長野県内の建設業者から依頼された、産業廃棄物の焼却及びがれき類の破碎処理を行っております。

現在の焼却施設は、建設から 23 年が経過し、老朽化が進行しております。改築に合わせま して、かねてより受入要望があった災害時に発生する一般廃棄物の処理に対応するととも に、廃酸、廃アルカリなどの産業廃棄物の処理品目の追加を行う予定です。1 日あたりの 処理能力は、現在の 8 時間稼働 20 t から、24 時間稼働で 48 t とする計画でございます。

議案書 131 ページの資料 1-1 をご覧ください。

敷地の位置図でございます。申請地は、信州まつもと空港から西へ約 1.2 km、鎖川にか かる神林橋から南へ約 800m の距離にあり、鎖川の左岸に位置します。市街化調整区域内で あり、建蔽率は 60%、容積率は 200%でございます。

議案書 132 ページの資料 1-2 をご覧ください。

申請地周辺の教育施設と福祉施設、指定通学路、廃棄物運搬車両の経路でございます。

教育施設につきましては、申請地より約 2 km の位置に、松本市立菅野小学校と菅野中学 校がございます。

福祉施設につきましては、鎖川の対岸になりますが、約 600m の位置に、特別養護老人ホ ームのやまびこの里と、障害者支援施設の共立学舎とあい・アドバンス今井がございます。

青色の線は廃棄物運搬車両の主要な経路、赤色の線は指定通学路でございます。

議案書 133 ページと 134 ページの資料 1-3 と 1-4 をあわせてご覧ください。

申請地周辺の航空写真と土地の利用状況を色分けした、土地利用図でございます。申請地 の東側は鎖川及びその他の自然地、南側は工業用地、西側は田又は畑、北側はその他の空地 であり、太陽光発電施設用地として利用されております。

議案書 135 ページの資料 1-5 をお願いいたします。

運搬車両経路及び周辺状況写真でございます。運搬経路としましては、主要地方道松本環 状高家線を神林橋西側で南へ曲がり、鎖川側左岸の堤防道路市道 7123 号線から施設へ出入 りを行います。

1 ページ飛びますが、議案書 137 ページの資料 1-7 をお願いいたします。

計画配置図でございます。赤色が計画をしている焼却炉、青色が申請建築物で、焼却炉建 屋、分別場所 2 棟、廃棄物の保管場所、倉庫でございます。新焼却炉完成後、既存焼却炉は 解体し、廃棄物の分別、保管場所として利用する計画でございます。

緑色の部分は、植栽を計画しております。敷地外周部に緑化を行い、松本市景観計画に定

められております、緑化の割合 20%を満たす計画となっております。

議案書 138 ページの資料 1-8 をお願いいたします。

焼却炉の配置図と立面図でございます。計画しております建屋の最高高さは、左下の A-A 断面図のとおり 19.3m となります。工作物の最高高さは、真ん中の B-B 断面図のとおり 19.7 m、煙突部分の高さは右下の C-C 断面図のとおり 16m となります。

この計画につきましては、昨年度、松本市景観審議会と協議を行っております。建物の色彩は、市からの要請通り、屋根はダークブラウン、外壁はグレー、シャッターはサンドとし、景観に配慮する計画でございます。

議案書 139 ページの資料 1-9 をお願いいたします。

建設予定の焼却炉建屋平面図でございます。鉄骨造 2 階建ての建物で、1 階は廃棄物置場である固形物ヤードと機械室、2 階は焼却炉への廃棄物投入口と操作室になります。

議案書 140 ページと 141 ページの資料 1-10 と 1-11 は、焼却炉建屋の立面図及び断面図でございます。

議案書 142 ページから 145 ページの資料 1-12 から 1-15 は、焼却炉建屋以外の、附属建物の平面図、立面図でございます。

議案書 146 ページの資料 1-16 をお願いいたします。

廃棄物燃焼処理フロー図でございます。焼却工程は、受入・保管工程、燃焼工程、排ガス処理工程の 3 つに分かれます。

受入・保管工程では、廃棄物の受入と焼却炉への投入を行い、燃焼工程では、焼却炉及び再燃焼室で焼却を行います。排ガス処理工程では、減温塔で排気ガスに水を噴霧冷却し、消石灰噴霧による酸性ガスの除去、活性炭噴霧によるダイオキシン類の吸着除去、バグフィルターでのばいじんの集塵除去を経て、法規制値以下とした後、煙突より大気拡散を行います。

議案書 147 ページの資料 1-17 をお願いいたします。

場内運搬経路と、騒音及び振動レベル、煙突排ガス計画値でございます。

場内運搬経路でございますが、赤い矢印のとおり、申請地南東の市道 7123 号線出入口より廃棄物を搬入し、はかりで計量後、分別場所で荷下ろしを行います。再度はかりで計量をして、同じ出入口から退出します。

騒音及び振動レベルの評価でございますが、青丸の測点において測定した、現状の騒音・振動レベルと、新焼却炉稼働後の予測値を示しております。いずれも、昼間・夜間とも基準値以下となっております。また、新焼却炉の煙突から排出される排ガスの計画値も、国の環境基準値以下となるよう計画をしております。

次に、敷地位置の検討について、議案書 148 ページから 151 ページの資料 1-18 から 1-21 によりご説明いたします。なお、この表は本案件に係る検討項目と判断基準、また、これに対し可とした理由を記載したものでございます。

はじめに、資料 1-18、周囲の状況でございます。1 点目として宅地化、市街化が促進される区域でないことという視点からは、申請地は、市街化調整区域であるため、宅地化・市街化が促進される可能性の低い区域であると考えられます。

2 点目として近隣に教育施設、福祉施設が存在しないことという視点ですが、先ほど、資

料 1-2 の周辺施設位置図でご説明した通りでございます。

3 点目としまして、災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次被害拡大の恐れがないことでございます。次のページ、議案書 149 ページの資料 1-19 のハザードマップでは、申請地は、土砂災害警戒区域外ではありますが、敷地の一部が 0.5m 未満の浸水が想定される区域に指定されております。浸水が想定される場合は、廃棄物の管理を徹底するとともに、敷地周辺に土嚢等を設置し、敷地内への水の侵入を防ぐ計画でございます。

次のページ、資料 1-20 をご覧ください。環境への配慮でございますが、施設設置にあたり、公害対策関係法令に適合することが確実であると認められるという視点からご説明いたします。まず、1 点目、大気汚染対策ですが、先ほど、資料 1-16 の廃棄物燃焼処理フロー図でご説明した通りでございます。

2 点目、水質汚濁対策でございますが、焼却施設は水循環型のクローズドシステムのため、施設稼働による排水は発生いたしません。

3 点目、騒音、振動対策でございますが、先ほど、資料 1-17 でご説明した通りでございます。

4 点目、その他の環境保全対策としましては、廃棄物はストックヤードにて保管を行い、施設外への飛散流出を防止します。また、悪臭対策としまして、施設内清掃を実施し清潔に保ち、必要に応じて消臭剤等の薬剤散布を行います。また、焼却炉建屋内の悪臭を含む空気は、焼却炉の燃焼空気として利用し、悪臭の熱分解処理を行います。以上により、環境への配慮はなされていると判断しました。

次のページ、資料 1-21 をご覧ください。

運搬車両の周辺地域への影響でございますが、1 点目として、交通渋滞による道路交通に支障がないことという視点からは、焼却炉の処理能力は、24 時間稼働に伴い大きくなりますが、受け入れ時間に変更はなく、受け入れる廃棄物の量は変わらない計画であるため、搬入車両の増加はございません。また、現在の焼却炉の処理能力では対応できないため、他社の処理施設へ運搬し、処理していた廃棄物を新焼却炉では処理可能となるため、他社への運搬車両は減少します。

2 点目として、交通安全上支障がないことでございますが、運搬車両は 2 から 4 トン車が主であり、社内で運転手の安全運転教育及び健康管理を徹底しています。また、一般の廃棄物搬入業者に対しても、スピードの抑制など、交通マナーの順守と安全運転をお願いする文書を配布しております。以上により、焼却施設改築による、運搬車両の周辺地域への影響は少ないと判断しました。

景観への配慮につきましては、先ほど資料 1-7、1-8 でご説明した通りでございます。

次に、議案書 152 ページの資料 1-22 をお願いいたします。

周辺住民への周知についてでございます。経過は表にお示しの通りでございます。

議案書 153 ページから 155 ページの資料 1-23 から 1-25 にかけて、今井・神林公害対策連絡協議会と、施設のある今井地区、隣接する神林地区で行った説明会の時に出された質問のうち、主なものお示ししました。前面道路の汚れや、運搬車両の増減、平成 9 年に交わされた協定書に基づく施設移転、に関する質問などがあったものの、令和 3 年 11 月に、今井・

神林公害対策連絡協議会において、事業計画に対する同意が決議され、議案 156 ページのとおり、12 月には、施設建設に対する同意書を取得しております。

地元十分に説明を行い、合意形成がなされており、環境、景観に問題がなく、既存の施設の改築であることから、申請地は建築基準法第 51 条ただし書きの許可にあたり、都市計画上支障がないと判断しました。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

ただ今、議案第 116 号松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について（長野県決定）の説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

はい、上原委員。

(上原三知委員)

はい、ご説明ありがとうございました。どうしても都市に必要な施設なので場所の選定にとっても苦慮していることかと思えます。一つ気になったのが、今後経済も冷え込んでごみが増えないうえに災害時の処理方法についてなのですが、その場合、川の方の道路を分別ができない状況で車がきてバックで敷地に入れて渋滞が起こる。かつ泥にまみれて分別できないごみが相当発生し敷地内が通過できない。さらにはそういう時には川の水量が増えて護岸が削れて、廃棄物を積んだトラックが並ぶことは考えにくい。道が細そうなので堤防沿いの道路からの出入りにしていると思います。一本西側の道路からも通過できるようにしておかないと実際に災害時に千曲川の時もそうでしたが相当な量のごみがあるので、左側の農地の部分も借り上げてそこで分別していくようなことにならないかと思いました。今の入り口のプランだと不具合が生じないか、実際に機能するかという点でご意見いただければと思います。

(田中肇建築指導課課長補佐)

ありがとうございます。現在市道から廃棄物を搬入した場合に、計量ばかりに入ってから分別場所へ行き、下ろす計画となっております。道路から頭から入り、中で転回してまたはかりに乗って出ていく計画ですけれども、資料 1-17 に経路の記載があります。通常時にはこのように搬入搬出を行う予定です。お話しいただきましたように災害時には、車両が集中したりとか、通常時のようには動けない可能性があるため、設置する焼却炉はそのような場合にも対応できるようなもので考えておりますが、実際の搬入経路につきましては、どうするかという計画を業者の方に検討するように伝えます。

(上原三知委員)

ありがとうございます。有事のことも考えて計画していただければと思います。

(三好規正会長)

他にございますでしょうか。はい、藤本委員。

(藤本済委員)

災害時のことも含めて積極的にこういった特に破碎ガラについて対応していただけるということで感謝申し上げたいと思います。資料から読み取れない部分について二点ほどお伺いしたいと思います。

まず一つが 24 時間稼働ということでしたが、既存の破碎施設も 24 時間に変わるのでしょうか。おそらくそうではないと思うのですが、その点の確認です。

それからもう一つが、水がクロズドという形の説明でしたが、特に大雨の時に周辺道路からの流入はないのか。あるいはこの中で処理できなかったものが逆に周辺の道路等を経由して鎖川に入ってくることはないのか。いわゆる現状の水処理機能についてのこの二点についてお伺いします。

(田中肇建築指導課課長補佐)

お答えいたします。一点目ですが、破碎についてですが、破碎施設は今回の許可後も基本的には夜は動かさない計画です。焼却炉の方を 8 時間から 24 時間に変更したいという計画でございます。

続きましてクロズドシステムの関係でございますが、焼却炉からは水は発生しません。雨が降った時に周囲に降った雨水の処理をどのように考えているかというご質問かと思えますけれどもこの場所は、市街化調整区域でありまして、今後開発許可が必要となります。開発許可の審査の中で敷地内の雨水処理が必須のため、その中で処理方法については検討していくこととなります。以上です。

(小笠原み江委員)

今のことに関連してなんですが、地下浸透になった場合、産業廃棄物の処理施設ですと環境汚染にも関わってくると思うのですが、地下浸透についても開発許可の中で検討されていくのでしょうか。

(田中肇建築指導課課長補佐)

開発許可では基準値までは審査の要件にはなりません。ただ、浸透するということになりますと、浸透させていいような環境基準のものでないといけないと思いますので、検査等でしっかり運用していくように考えています。

(三好規正会長)

私からもお願いします。地下浸透におきましては、水質汚濁防止法上は有害物質を含む水を地下浸透する場合は、特定施設としての規制を受けることとなりますので、関係機関と協議が必要になると思います。それと必要な許認可としては大気汚染防止法があると思うの

ですが、県との調整が今どうなっているのか教えていただければと思います。

(田中肇建築指導課課長補佐)

大気汚染防止法の関係のご質問でございますが、県と事前に協議を行っておりますが、県の条例に基づく協議ということで産業廃棄物の処理施設を設置するときに、事前に住民説明を行ったうえで、その計画を県へ報告して知事の意見を聞くことになっています。

県の協議は終了しております、知事からは特に問題ないという意見を得ています。

大気汚染防止法について、直接許可が必要かどうかについてはわからないのですが、煙突から排出される排ガスについては年に2回以上計測をして報告するようになりますので、基準値以上になれば施設をストップさせて原因究明をするという計画であります。

(三好規正会長)

承知しました。147ページのところで排ガスの計画値につきまして法規制値と計画値がイコールになっておりまして上限いっぱいまで見込まれているのですが、これは県の方では特に支障ないということでしょうか。少し気になったものだから。

(田中肇建築指導課課長補佐)

ご指摘の通り法規制値と計画値が現在一致している状況です。ただ、実際施設が稼働するところの数値以下になります。法規制値以内で努力をしてそれ以上下げることになりますので、規制値内であれば問題ないと認識しております。

(三好規正会長)

はい。ありがとうございます。これは中間処理施設でしょうか。破碎したものを最終処分場へ運搬するダンプが出入りするのでしょうか。

(田中肇建築指導課課長補佐)

はい。最終処分につきましてですが、焼却した後の焼却灰につきましては、埋め立てが必要になりますので、一定量溜まったところで最終処分場へ運ぶことになります。破碎施設の方につきましては、コンクリートガラは最後に再生砕石として再利用する予定で計画しております。

(三好規正会長)

はい。上條委員。

(上條敦重委員)

一点だけお伺いしたいのですが、この施設で処理によって再生可能エネルギーとか二次利用とかということは難しいのでしょうか。

(田中肇建築指導課課長補佐)

物を燃やすと熱が出ますので、その熱を有効利用できればいいのですが、そのようなことを検討しているということは聞いています。現時点では確定的なことではありませんが、もし有効利用ができるようであれば、積極的に進めていただければと考えています。

(上條敦重委員)

はい。ありがとうございます。ゼロカーボンの観点からぜひ検討していただいて少しでも再生可能エネルギーを生み出せるような形にしてもらえればと思います。

民間の事業者なので簡単にはやってくださいとは言えませんが、ぜひ検討していただいでできるだけ市の方も協力していただくようなことを考えていただきたいということを要望いたします。

(三好規正会長)

他にございますでしょうか。はい塩原委員。

(塩原孝子委員)

地区への説明会をやっていただいているのですが、近くにやまびこの里、共立学舎、あい・アドバンス今井という福祉施設がありますが、その方たちにも説明会に来ていただいて了解を得ているということでしょうか。

(田中肇建築指導課課長補佐)

今回の説明を行った範囲は、施設を設置する今井地区、神林地区になります。近くに福祉施設ありますが鎖川の対岸のため、今回の施設改築に関する施設影響は少ないと思**い**ますが、意見がありましたので、事業者へ説明するように話をしたいと思います。

(塩原孝子委員)

是非よろしく申し上げます。

(三好規正会長)

他によろしいでしょうか。もう一つ私から申し上げます。保管場所ですが、137 ページAからJがありますが特にEのばいじん・廃油につきましては、他と性質が違うと思うのですが、同じ場所でもいいのでしょうか。倉庫の構造も問題ないのでしょうか。

(田中肇建築指導課課長補佐)

ばいじん・廃油につきましては混ざらないように仕切りや、専用容器で保管し、他と混ぜることはないようにする計画です。建物の構造も問題ありません。

(三好規正会長)

それではこれで質疑を終了します。

ここで、傍聴者の方をお願いします。

これより議案第 116 号の採決を行いますので、傍聴者は退室してください。

採決の結果につきましては、事務局より報告しますので、傍聴者控え場所でお待ちください。

それでは、挙手により採決を行います。議案第 116 号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員一致と認め、議案第 116 号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第 117 号松本都市計画下水道区域の変更についての議案審議をはじめます。

事務局に伺います。

議案第 117 号の傍聴者はございますか。

(鈴木昌宏課長補佐)

傍聴者はおりません。

(三好規正会長)

それでは説明を担当課よりお願いします。

(岩田公晴下水道課長)

上下水道局下水道課長の岩田公晴と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。資料は 158 ページからとなります。

松本市の下水道は、昭和 26 年 3 月に都市計画決定を行い、中心市街地より工事に着手し、市街化区域内の公共下水道の整備に努めてまいりました。

昭和 60 年代からは、市街化調整区域内の下水道にも着手し、平成 13 年には下水道計画区域内の整備が概ね完了いたしました。また、平成 17 年 4 村の合併に伴い、四賀・梓川・上高地が松本市の下水道として新たに加わり、平成 22 年に波田町の合併に伴い波田都市計画松本市公共下水道として、都市計画の変更を行っています。

さらに平成 26 年には松本都市計画へ波田都市計画が統合され、全体で 9 処理区、6,388ha が下水道区域として決定されております。

令和元年に全体計画の変更を行い、汚水処理全体の効率化を図るため、区域の見直しを行いました。その結果に基づき都市計画の変更を今回の審議会にお諮りいたします

議案内容について概要を説明いたします。161 ページの変更理由書に記載してございますが、1 つ目は、前回変更時から民間開発や自営工事により区域外流入として下水道へ接続済みの箇所を追加するもの。2 つ目には市街化調整区域内の下水道区域であるが、圃場整備などの農地で将来も定住が見込めず、汚水の発生がない箇所を区域から削除するもので、現に集落がある必要最小限の区域とするものです。

議案書 162 ページの新旧対照表をご覧ください。新旧の差となりますが、

宮淵処理区が164haの減、両島処理区が161haの減、西南処理区が58haの減、島立処理区が27haの減、山辺処理区が1haの減、中山処理区が19haの減、内田処理区が10haの減、波田処理区が78haの減、全体で518haの減となり、6,388haから5,870haとするものです。

具体的な区域の変更箇所については、議案書の165、166ページに総括図が折りこんでございます。

この変更について、先月1月18日から2月3日まで縦覧に供しましたところ、閲覧者、意見書の提出はありませんでした。このことを申し添えて私からの説明を終わります。

詳細については担当職員が説明しますのでよろしく申し上げます。

(島崎下水道課担当係長)

下水道課施設計画担当の島崎俊昭と申します。よろしくお願ひいたします。

区域の拡大の主な理由は、先ほど課長が説明したとおりでございます。先ほど休憩時間に配布しました資料をご覧ください。

165、166ページの総括図と同じ図面となります。

地区①は、し尿処理施設あずさセンターになります。平成29年4月にし尿、浄化槽汚泥等を簡易処理し、希釈して下水道へ接続したため区域に追加するものです。

同様に地区②ほか図面で赤く着色している箇所は、開発行為等で自営工事により、区域外流入として既に下水道に接続している部分を区域に追加するものです。

右側の地区③は市街化調整区域の圃場整備等で整備された農地で、今後整備を予定していないため区域から削除するものです。

裏面をご覧ください。①から③を拡大した図面になります。

上段①の左側があずさセンターになります。そのほか赤く着色した区域が何か所か見られます。

中段②も数カ所追加する部分です。

下段③はピンク色の線が既決定区域です。紫色が現在の事業計画区域となっており、この農地部分を都市計画区域から削除するものです。

もう1枚の資料は波田処理区になりますが、同様に区域④は区域外流入等の追加する箇所、区域⑤は市街化調整区域の農地等を区域から削除する箇所となります。

なお162、163ページの新旧対照表のとおり、3下水道管渠、4その他の施設に変更はありません。

以上で松本都市計画下水道区域の変更について説明を終わります。

(三好規正会長)

はい、ありがとうございました。ただ今、議案第117号松本都市計画下水道区域の変更についての説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

藤本委員。

(藤本済委員)

参考までにお聞きします。今回このような対応を取っていただいていることは良いことだと思います。今回は区域の見直しということですが、このことを通じて市内にある3つの浄化センターにある処理施設側の処理能力の見直しですとか、よく会計検査で指摘される部分ですが、施設側の見直しにつながっていくのかどうかということをご参考にご教示下さい。

(島崎下水道課担当係長)

はい、赤く追加する部分につきましては既に接続して使用している部分になりますが、削除する農地の部分につきましては、現在も使っておらず、処理場に入る水に変更はありません。

(藤本済委員)

要は、計画の面積に応じた計画流入量がありまして、それに応じたポンプや処理施設を整備しているということになるので、昔は将来の人口増を見込んで大きめの施設を整備した結果会計検査で指摘されたということもよくあったのですが、そういったレベルでの変更には繋がらないということによろしいでしょうか。将来的な人口変動を見越して変更しているということではないという理解でよろしいでしょうか。

(島崎下水道課担当係長)

令和元年の全体計画の中で人口の今後の減少も考慮しまして、処理場施設の見直しも行っております。今後処理場も老朽化に伴いまして変更をしていく必要がございますので、その中で適正なものにしていくということになります。

(三好規正会長)

他にご意見ございませんでしょうか。他に意見等が無いようですので、以上で質疑を終了します。

それでは、挙手により採決を行います。

まず、議案第117号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員一致と認め、議案第117号は原案のとおり可決しました。

続いて、報告事項松本市防災都市づくり計画についてに移ります。

事務局に伺います。報告事項の傍聴者はございますか。

(鈴木昌宏課長補佐)

傍聴者はおりません。

(三好規正会長)

それでは説明を担当課よりお願いします。

(脇谷渉技師)

私は都市計画課都市計画担当の脇谷渉と申します。それでは、報告事項松本市防災都市づくり計画について説明いたします。座って失礼します。

168 ページをご覧ください。本計画については、昨年 11 月 15 日に開催した第 58 回都市計画審議会にて、計画を策定する趣旨とこれまでの経過を報告しました。

今回の報告では、その後の会議を経て、おおむね計画書案をとりまとめましたので、その概要を説明、報告するものです。前回説明から重複する部分もありますが、ご了承ください。

趣旨としましては、近年の地球温暖化によって降雨強度の増加、頻発する水害を受け、1000 年の 1 度程度起こりうる大雨の場合のハザードマップや、流域治水計画などが公表されるなど、水害対策の大きな転換期を迎えております。

今回、震災対策を主とした現行計画に、これまでの具体的施策の検証と、水害対策を加味して改定を行うものです。経過につきましては、前回、11 月 15 日の都市計画審議会にて説明した後、令和 4 年 1 月 26 日に庁内連絡会議、27 日に第 4 回の専門委員会を開催しています。

3 番の概要については、169 ページをご覧ください。背景については先ほど説明した通りですので割愛させていただきます。

目的についてです。

本計画は、頻発激甚化している災害による被害を抑止軽減させ、災害に強い市民の命を守る都市を速やかに実現することを目的としています。

ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせ、市民も防災都市づくりの重要な担い手として、自助共助を促し、地域の防災力向上を図る施策を見直し、改定を行うものです。

位置付けについては前回と変わらないので割愛します。

計画の構成についてです。

先ほどの背景と目的から始まりまして、本市における災害リスクの検証と課題を整理し、それに紐付けるものとして、基本方針を取りまとめ、それに対応する具体的施策を、震災、それと水害に対して、位置付けております。

最後に、本計画の進め方というような構成となっております。

ページの右側をご覧ください。

こちらでは災害リスクの検証と課題を示しております。上段が震災リスクについてです。震災における災害危険度判定調査の変動を示している図になりまして、平成 20 年度と令和元年度の比較を行い危険度が増したものを赤、下がったものを青で示しております。改善したものも多くありますが、この結果から、調査対象とした街区のうち約 13%で、改善が進んでいないことが見えてきました。この総合危険度は、道路や建物などの指標が影響していきますが、住宅土地統計調査によると、旧耐震基準の木造住宅、いわゆる老朽家屋が、この 10 年間で約 7000 戸減少しているものの、まだ 1 万 7000 戸残っているため、老朽家屋の建て替えなどを進めることにより危険度が改善されると考えております。

続いて下の水害リスクについてです。この図は、想定最大規模の浸水想定範囲を示しており、青色が濃い方が浸水想定が深いということを示しております。

計画策定範囲の約73%が浸水するエリアに、位置していますが、そのほとんどは3m未満の浸水にとどまるため、2階へ垂直避難することが有効なことがわかりました。

ただし、浸水3m以上のエリアにも、避難に時間を要する高齢者の世帯が多いたり、3m未満の浸水深であっても、足腰の弱い方などは2階に上がることが難しいことが考えられるため、浸水が始まる前の早期避難が必要であり、防災無線等による呼びかけなどソフト対策取り組みが重要となってくるということがわかりました。

続いて資料170ページをご覧ください。

本計画の基本方針としまして、城下町松本市の特徴を生かした災害に強い命を守る都市の速やかな実現、それと、自助共助の取り組みを促進し、市民との連携による防災都市づくりとしております。

4の具体的施策については、震災と水害について、それぞれ8つずつ施策を位置付けており、ピンク色でハッチングしているものが、ハード整備。緑色でハッチングしているものがソフト対策を示しております。

前回の審議会でも施策の一覧を持って説明させていただきました。

そこから内容をブラッシュアップしておりますが、基本的な項目の内容は同じとなっております。前回ご意見をいただいた箇所について、今回は主に説明させていただきます。

前回の都市計画審議会において、質問があった内容としまして、防災拠点や道路に関して水が引かない場合、どう対応するか検討した方が良いというご意見をいただきまして、その対応としまして、本市における浸水継続時間は、想定最大規模でも、最長約72時間と想定されています。水害の施策の1に、安全な避難場所の確保を記載しておりますが、それに紐づく水害リスクとして、県が公表している浸水継続時間の図を計画書に示すとともに、そのエリアの課題を整理し、備蓄量や保管、高さの重要性を記載する予定としております。

続いての意見ですが、浸水に対して、垂直避難が難しい方、足腰の弱い高齢者等のフォローが必要じゃないかっていうことでご意見をいただきまして、これについて対応についてですが、避難については、水害とともに、震災についても重要となっております。

確実な避難の実施ということで、震災の方では施策8、水害の方では、施策の2、両方に位置付けております。震災施策の8においては、松本市災害時要援護者支援プランというものが別途計画としてありまして、それによって、高齢者や障害を持つ方などの要支援者の安否情報、情報収集などの体制を構築しているため、その制度を活用して、要支援者の避難の確実性を記載する予定としております。

続いての意見ですが、浸水深と建物高さについてですが、木造建物の場合、水深2mにおいても流される可能性があるのではないかというご意見をいただきました。

それについては、震災施策の3番目に、個々の建物等の防災性強化というものを位置付けております。この中で、老朽建物の建て替え等を促すこととしておりますが、ご意見のあった建物の流出検討については、水深とさらに流速、個々の建物の構造などの情報が必要となっております。今回のハザードマップの浸水データには、その流速のデータがないことだったり、一律的に対応できるものではないことから、現段階では計画への反映は、難しいところ です。

しかし課題としては重要なものと認識しているため、今後研究を進めていきたいと考えております。

続いての意見についてです。今回添付はしていませんが、前回示した防災情報を記した地区カルテの中で、福祉避難所を落とし込むべきというご意見をいただきました。これについては関係課に確認しまして、内容を確認してまいりました。

福祉避難所は、指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障害を持った方などの要配慮者を対象とした二次的避難所とも呼ばれています。

災害直後に直接避難できる避難所ではないため、この地区カルテには福祉避難所という直接の記載は避けまして、高齢者福祉施設やその他、子育て支援施設の位置情報を記載したいと考えております。

また、先ほど議案第 112 号の区域区分の変更で、ご意見がありました、水害が懸念されるエリアにおける安全対策についてですが、水害の施策の 6 において土地利用の規制を位置付けております。

ここでは、頻繁に床上浸水が起きる。または住宅の 1 階部分が完全に水没する。これが 3 m 以上と考えていますが、このエリアについては、市街地市街化区域への編入があったり新規の開発について抑制することを検討していくというようなことを考えています。

また、水害の施策の 3 において流域治水の推進を位置付けておりまして、流域治水とは市民、民間事業者などの流域関係者全員が共同して、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域にとどめることを主体とした取り組みであるため、それを推進していきたいと考えています。

5 番目の防災都市作りの計画の進め方についてです。今後の災害リスクの低減効果は、災害危険度判定調査などによる定量的評価以外に、自主防災組織の共助の状況等を確認して、定性的評価として、地域リスクを把握し、PDCAを回していく予定としております。

168 ページにお戻りください。4 番の今後の予定についてです。計画案のパブリックコメントを実施し、令和 4 年度に、計画策定する予定としております。

都市計画審議会においては、計画策定後にまた改めてご報告させていただくものですが、今回の意見だったり、またお気づきの点等ありましたら、パブリックコメント実施していきますので、その中でご意見等いただければ幸いです。

また策定した松本市防災都市づくり計画をもとに、今後予定している松本市立地適正化計画の見直し、こちらにですね、防災指針として反映させていきたいと考えております。

報告の内容については以上です。よろしく願いいたします。

(三好規正会長)

ありがとうございました。ただ今、報告事項、松本市防災都市づくり計画についての説明がありました。こちらは前回に引き続いての報告となります。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

はい。上原委員。

(上原三知委員)

前回いろいろとご質問させていただいた内容について、検討いただきありがとうございました。せっかくなのでお願いすることで、例えばですけど、今日いただいた都市計画マスタープランの 9 ページも都市機能誘導区域と居住計画区域の図面と今お示しいただいた震災のランクの変化と水害できれば同じ縮尺で比べられるようにしてもらいたいと思います。それは住民に見せるかどうかは別にして、行政の担当ごとに、それぞれの目的を作ってるものなので縮尺が違うと思うんですが、これはよく見ると、震災のランク改善ができてないところと水害を重ねると、危なくないのでやってないようなところもありますし、危ないのにやれてないところがあります。危ないのにやれないと、どうしても経済的に弱い人たちが多くて 2 階建てがなくて、木造でも 1 階だとか、同じグラデーションの中でもどうしてそこだけそうなっているのかという優先順位等も作れると思います。

水害のマップと、都市機能の誘導区域を綺麗に比べられると例えば病院が、仮に 0.5m 浸かった場合に、電源は大丈夫だとか、それぞれの立場で何が得られるのかなということに繋がるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういうことを検討していただければと思います。これだと粹取りも違うので写真も違って自分の場所が、どういう位置付けなのか。行政の人はわかると思いますが、市民は一緒に見ないので水害のことと地震のことを一緒に考えることは大事だと思いますのでせっかくお金出して策定するものは比べられるようにしたらより住民意識も高まるのではないかと思いますので要望ではありますが、せっかく図面自体はありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

(三好規正会長)

ありがとうございました。事務局からなにかありますか。

(脇谷渉技師)

今、ご意見いただきました、図面の示す範囲について都市マス等と重ね合わせてわかりやすく示すべきという意見と、もう一つは、水害と震災の災害リスクについて図面があるので、それぞれ重ね合わせて見えてくる部分があるのではないかとのご意見と理解しております。

今回の対象計画の対象範囲が、市街地全体ではなくて、都市部、住宅や人口が密集するところを計画対象範囲でさせていただいているので、その図面の示し方、重ね合わせは、見やすい、比較しやすいような見せ方ができるか検討したいと思います。

2 つ目の水害リスクと、震災のリスクの重ね合わせについては、今回図面としてはお示ししていませんが、本計画の中では、その二つのリスクがかかるところ両方被害リスクがあるんじゃないかということを確認して示しています。市民の皆さんにおいては、そのようなところ、より災害リスクが高いというところは、ご確認いただけるように計画書をまとめています。

(三好規正会長)

ありがとうございました。是非、一枚の地図を見たら全部ハザードマップも市が管理する水路も地震も含めいろいろなことがわかるような一覧性が確保できる地図があるといいと思います。それと、私の方からなのですが、170 ページのところ、非常に多岐に渡る施策を前向きに検討いただいていると思いました。

それで、この中であの施策の6と7のところ、特に施策の6の土地利用規制という文言が入っているんですが、これをやるとなると、現行の河川法や都市計画法ではちょっと難しいと感じますので、どうしても条例が必要になってくる場合があると思います。

例えば滋賀県は流域治水条例というのをつくっておりまして、100年に1回の確率の洪水で3m以上浸水するようなどころについては、排水建築とすることを義務付けてそのエリアについては建築確認とは別に知事の条例に基づく許可を受けないといけないようになっていきます。

全国では滋賀県だけなんですけど、このような条例についても長野県も千曲川水害がありましたので県と協議していただいて、県でやっていただいた方がいいかもしれませんが、ぜひそういう条例についても視野に入れて、こういう施策を進めていただければと思います。この辺りいかがでしょうか。

(脇谷渉技師)

はい。ご意見ありがとうございます。

滋賀県で浸水深を規制値とした条例を設けているということですが、今回の計画の中で、具体的なその規制内容、これからこうしていくところまでは書いてはないところです。ただ、検討の手法として、計画に位置付けておりまして、建築基準法第39条の規定を流用しまして災害危険区域指定ができるというようなものがあります。滋賀県の条例もそれかもしれませんが、そういうことも考えられるってということで記載させていただいて、実際にこれを運用していくかどうかについては、また関係課と調整して、検討していく必要があると考えています。

(三好規正会長)

是非検討していただければと思います。防災都市づくり計画について他にになにかございますでしょうか。

はい、上原委員。

(上原三知委員)

すいません。何度も。非常に難しい問題で防災の話すればするほどみんな、元気をなくして、かつお金がいるからで、しかも1000年に1回ってなると本当にどこがどこかわからなくなって大変だと思うのですが、裏を返せば、非常に松本ってのは水に恵まれていて、水に近いということと裏表だと思いますので、ぜひ危ないところでは逆にどういう水と日常的な接点があるのかみたいな、まち作りの都市計画とかと繋げる絵はあると思うのですが、実際には相反するというので、説明が難しいというのが今日も説明のあった市街化区

域の編入の話もそうだと思います。

球磨川を見に行ったとき人吉旅館というすごく老舗の旅館が水に浸かったとき、その女将さんが、毎朝そのお客さんにご飯出すときに川を見るそうです。その時、増え方が異常だったので、ちょっと早めに食事を出して避難させたと聞きました。そういうふうにならずに川を見てることで緊急時の対応ができたということで、堤防があるから大丈夫だと思う人がいる。そういうことがあるので、そのお金をいくらかけても多分水を完全に防ぐことが松本は無理だと思いますので、日常的な水と接していることがまた魅力だよみたいなのところも合わせて何か考えていかないことを両方難しい問題を少なくなるように両方やるのは難しいと思います。発想の転換みたいな、ちっちゃな場所でもいいのでそういったことも考えると魅力的な都市になるのではないかと思います。希望でございます。

(三好規正会長)

何か今ご意見いただいて、ありますか。

(脇谷渉技師)

水害に対する危険なところと同時に川に慣れ親しんで接する機会が必要ではないかという両方の側面があるというところなので、計画への反映というよりは参考にさせていただきます。

(三好規正会長)

よろしゅうございますでしょうか。それでは意見もないようでございますので、質疑を終了したいと思います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了をいたしました。本日ご審議いただきました議案につきましては、後日市長へ答申をいたします。審議の結果報告につきましては、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製につきましては会長に一任願いたいと存じますがよろしいでしょうか。ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。

議事録署名人に指名いたしましたお二人の委員には後日事務局において調製された会議録を送付いたします。署名して事務局へご返送をお願いいたします。

また委員各位には後日事務局より報告書の写しおよび議事録の写しをお送りいたしますので、ご承知おきください。以上をもちまして、第59回松本市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

(神戸順都市計画課長)

長時間にわたり。慎重なご審議ありがとうございました。委員の皆さまから頂いた貴重な意見を踏まえ、今後、都市計画決定・変更の手続き等、事務処理を進めてまいります。ありがとうございました。

また次回は、令和4年5月頃の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、決まり次第、開催通知をお送りいたします。

以上をもちまして、第59回松本市都市計画審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。